

# 寄附金等取扱規程

平成28年3月15日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京電気管理技術者協会(以下「本会」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して、一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

## (一般寄附金の募集)

第3条 本会は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金の金額は、理事会の決議を得た金額とする。
- 3 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第5条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

## (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金要領書」という。)は、理事会の決議を得なければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第5条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の40%以下でなければならない。

## (募金要領書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金要領書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、会誌等に掲載又はホームページにおいて募金要領書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条1項による募金要領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本会の公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本会は、一般寄附金を受領したときは、適宜取りまとめて、会誌等に掲載又はホームページ上に掲載するものとする。

2 本会は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、会誌等に掲載又はホームページ上の公開に代えることができる。

3 本会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、会誌等に掲載又はホームページ上の公開に代えることができる。

4 前各項の規定による公開に関し、寄附者が寄附者を特定できる情報の公開を望まない場合は、当該情報の公開は行わないこととする。

(特別寄附金)

第8条 本会は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されるときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第十七号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める「個人情報保護規程」に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 15 日（第 415 回理事会 決議）から施行する。

#### 一般寄附金の金額

寄附金等取扱規程第 3 条 2 項の規程による一般寄附金額は、次の額とする。

一般寄附金 一口 3,000 円 一口以上

平成 28 年 3 月 15 日（第 415 回理事会 決議）から施行する。